

4. 外国為替資金特別会計

（１）概要

外国為替資金特別会計（以下「外為特会」といいます。）は、外国為替相場の安定（為替相場の急激な変動の際の為替介入など）のために設けられています。昭和 24 年、外貨管理権が GHQ から我が国に委譲されたことに伴って創設された外国為替特別会計を前身とし、その後、昭和 26 年に外国為替資金特別会計となりました。

＜参照条文 1＞ 特別会計法（平 19 法 23）

（目的）

第 71 条第 1 項 外国為替資金特別会計は、政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を明確にすることを目的とする。

＜参照条文 2＞ 外国為替及び外国貿易法（昭 24 法 228）

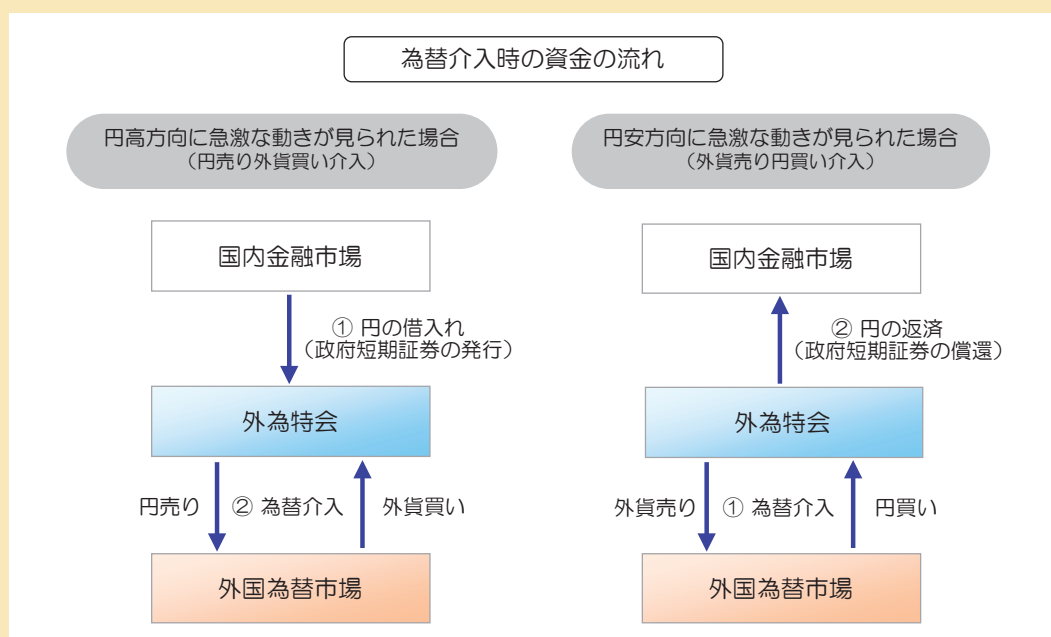
（外国為替相場）

第 7 条第 3 項 財務大臣は、対外支払手段の売買等所要の措置を講ずることにより、本邦通貨の外国為替相場の安定に努めるものとする。

外為特会の仕組み（為替介入時の資金の流れ）

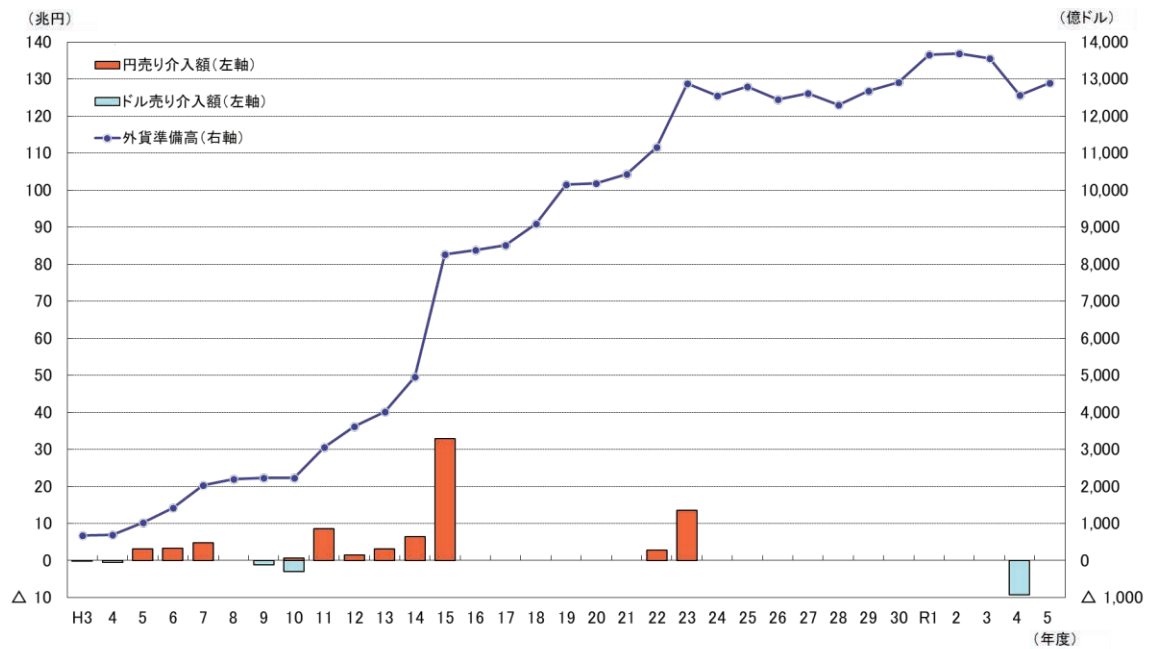
政府が行う為替介入は、円売り・外貨買い介入の場合には、政府短期証券の発行により円貨を調達し、外国為替市場における為替介入により円貨を売却し、外貨を購入します。

また、逆に円買い・外貨売り介入の場合には、外貨建て債券の売却等により外貨を調達し、外国為替市場における為替介入により外貨を売却し、円貨を購入します。為替介入で得た円貨は政府短期証券の償還に充当されます。





外貨準備高と為替介入額



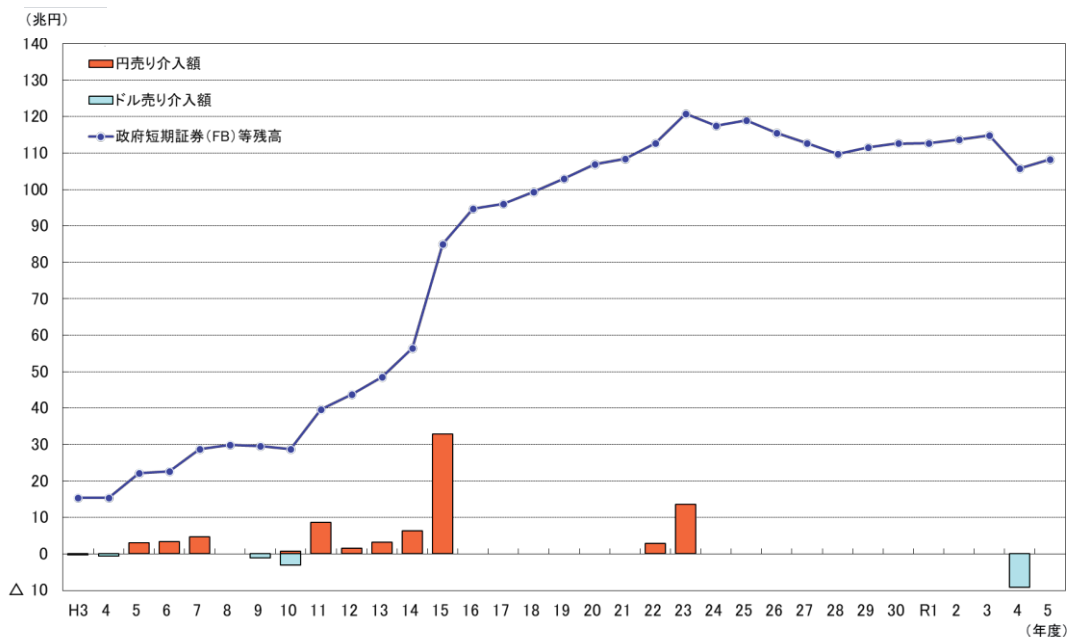
(参考 1) 介入額を公表している平成 3 年度以降、令和 5 年度末までの円売り外貨買い介入の合計は 80.9 兆円、円買い外貨売り介入の合計は 14.2 兆円です。

(参考 2) 令和 5 年度末時点における我が国の外貨準備は 1 兆 2,906 億ドルです（日本銀行保有の外貨準備を含み、外為特会保有の外貨資産のうち外貨準備に計上されない（株）国際協力銀行に対する貸付（412 億ドル）を除きます）。

(参考 3) 外貨準備高は年度末時点の値です。公表基準変更に伴い、必ずしもデータの連続性はありません。



政府短期証券（FB）残高と為替介入額



(注) 政府短期証券残高には、国庫余裕金繰替金残高を含んでいます。

（２）具体的な事業の内容

外為特会は、円売り・外貨買い介入に伴って取得した外貨を資産、円を調達するために発行した政府短期証券を負債として保有しています。

また、保有外貨資産の利子収入等を歳入とし、政府短期証券の利払い等を歳出として経理しています。歳入と歳出の差額である毎年度の利益（決算上剰余金）は、一部を外為特会の運用資金である外国為替資金に組み入れ、残りを一般会計や翌年度の外為特会の歳入に繰り入れています。

保有外貨資産の運用に当たっては、「外国為替資金特別会計が保有する外貨資産に関する運用について」（平成 17 年 4 月 4 日公表）に基づいて、以下の方針で運用するほか、IMF や JBIC への貸付けなども実施しています。

外国為替資金特別会計が保有する外貨資産に関する運用について （平成 17 年 4 月 4 日公表）（抄）

1. 運用目的

外為特会の保有する外貨資産の運用に当たっては、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買等に備え、十分な流動性を確保することを目的とする。

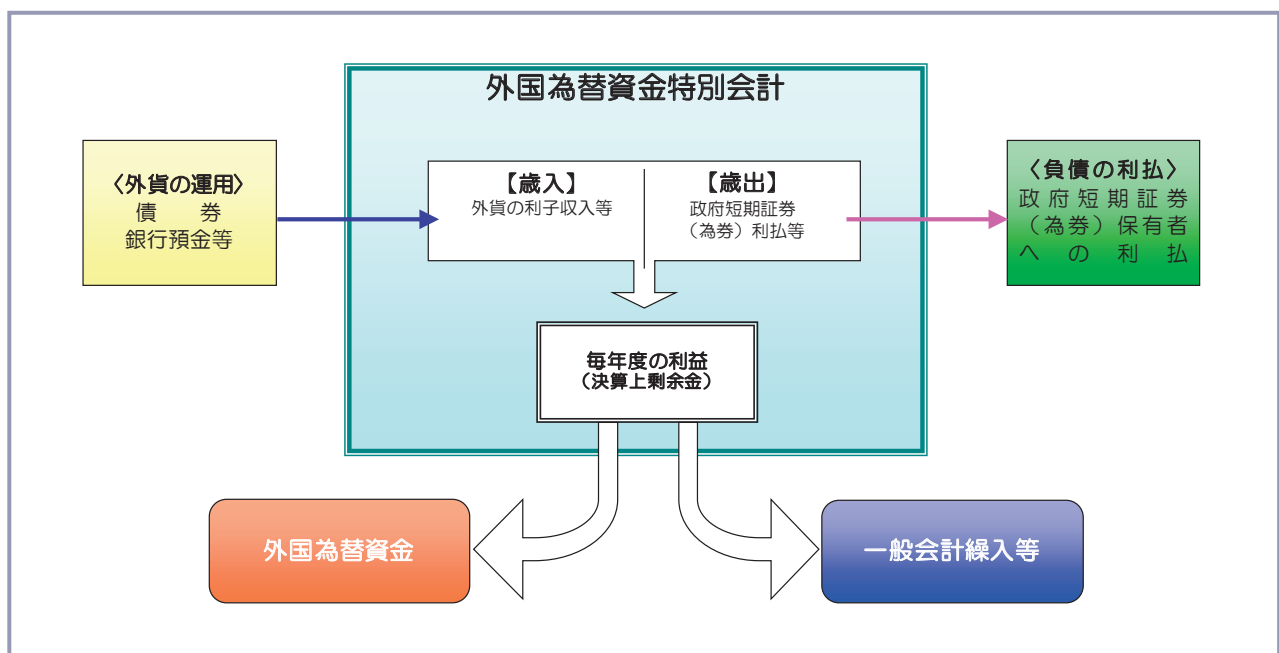
2. 基本原則

上記運用目的にかんがみ、以下の点を基本原則とする。

- （１） 外為特会保有外貨資産は安全性及び流動性に最大限留意した運用を行うこととし、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求するものとする。
- （２） 金融・為替市場へ攪乱的な影響を及ぼさぬよう最大限配慮しつつ運用を行い、必要に応じ関係する通貨・金融当局と密接な連絡を取るものとする。

3. 運用対象

外貨資産については、上記運用目的の観点から必要とされる各通貨ごとに、流動性・償還確実性が高い国債、政府機関債、国際機関債及び資産担保債券等の債券や、外国中央銀行、信用力が強く流動性供給能力の高い内外金融機関への預金等によって運用する。





外貨の運用状況

- ・ 外貨資産は、8 割以上を証券で運用しています（証券 80.6%、預金 9.6%、SDR 4.9%、金 0.6%、その他 4.2%（2023 年 3 月末現在））。
- ・ 証券は、国債約 7 割、国債以外の証券約 3 割で運用しています。

< 外貨証券の国債・非国債の割合 >

	4年度末	3年度末
国債	74.9%	75.7%
国債以外の証券	25.1%	24.3%

< 外貨定期預け金及び外貨証券に係る運用資産利回り >

	4年度	3年度
運用資産利回り	2.02%	1.56%



外為特会が保有する外貨資産の活用

○ 国庫金の外国送金に伴う外為特会からの外貨調達

政府は、国連への分担金・拠出金や在外公館経費等の海外への支払のため、国庫金を外貨建てで送金しています。

平成 19 年 4 月より、こうした外国送金の大半を占める主要外貨に関して、日本銀行が国庫金を外為特会の保有外貨と手数料なしで両替し、民間銀行に両替して調達した外貨を渡して送金を依頼することにより、政府が負担する両替手数料分のコスト削減を図っています。

○ アジア諸国との通貨スワップ取極の拡充

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障を来すような危機的な状況が生じた国に対し、短期の外貨資金を供給することで、危機の連鎖と拡大を防ぐことを目的に平成 12 年 5 月、外貨準備を使って短期的な外貨資金の融通を行う二国間の通貨スワップ取極のネットワークを作ることが合意されました（チェンマイ・イニシアティブ）。

その後、平成 22 年 3 月にチェンマイ・イニシアティブのマルチ化契約（CMIM）が発効するなど、累次の改訂が行われ、直近では、令和 3 年 3 月に IMF プログラムとのリンク無しに発動できる割合の 40%への引上げ等を含む、CMIM 契約臨時見直しに基づく改訂契約書が発効しました。

○ （株）国際協力銀行（JBIC）に対する外貨資金の貸付

JBIC が日本企業へ海外展開支援のために行う外貨貸付に対して、外国為替相場の安定及び海外展開支援の推進を目的に外為特会から補完的に JBIC へ外貨資金の貸付を行っています。

令和 2 年 1 月、日本企業の海外 M&A やグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開及び質の高いインフラ整備を幅広く支援することを目的として、「成長投資ファシリティ」を創設しました。同年 4 月には、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた時限的な措置として、日本企業の海外事業活動の維持・確保等を支援するため、同ファシリティに「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を創設しました。

令和 3 年 1 月、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開や、サプライチェーン強靱化等を支援する「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設しました。

令和 4 年 7 月には、環境、デジタルなどの先端技術や独自の強みを活かした日本企業の海外展開を後押しすべく、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献やサプライチェーン強靱化、質高インフラ展開及び海外における新たな市場創出を支援する「グローバル投資強化ファシリティ」を開始しています。

（参考）外為特会による JBIC に対する貸付残高 令和 5 年度末 412 億ドル



外国為替資金特別会計における ESG 投資について（令和３年１０月８日公表）

ESG 投資については、株式運用のみならず、債券運用においても、機関投資家の間で関心が急速に高まりつつあり、今後も、その傾向が一段と拡大する見通しである。ESG 要素が、投資先の持続的価値、ひいては中長期的な投資パフォーマンスにも影響するとの考え方が、市場参加者に浸透してきている。

そのような中、外国為替資金特別会計（以下「外為特会」という。）が保有する外貨資産についても、その運用に当たって ESG 要素を考慮する重要性が高まってきている。

※ ここで言う「ESG 投資」とは、特定の金融商品（ESG 関連銘柄等）への投資のみを意味する訳ではなく、「ある金融商品への投資にあたって ESG 要素を考慮する投資スタンス」を指す。

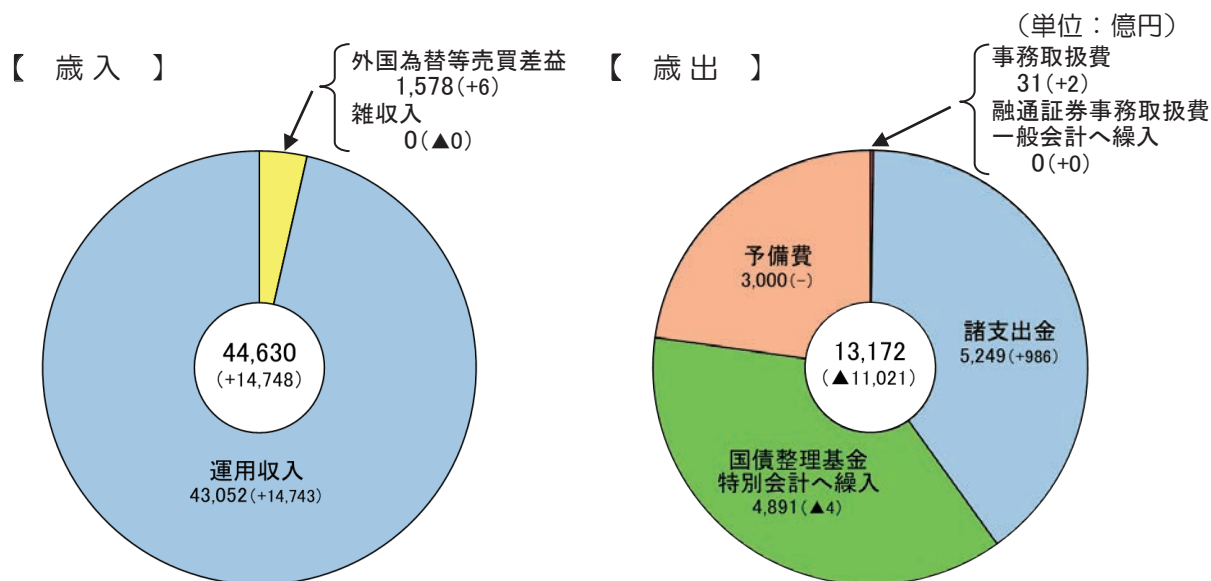
上記の背景を踏まえ、外為特会が保有する外貨資産の運用においても、従来からの安全性、流動性及び収益性についての基本原則は堅持しつつ、今後、環境（Environment）のみならず、社会（Social）及びガバナンス（Governance）の要素を考慮して、投資を行っていくこととする。

具体的には、外部委託等も通じて知見の蓄積を図りながら、リスク管理の強化の観点から、ESG 要素が資産価値に与える影響を投資対象の分析・選択・管理の各プロセスに組み込み（いわゆる「ESG インテグレーション」）、運用の持続可能性の向上に努めていく。これにより、今後、ESG 債市場が拡大・発展していく中で、ESG 債への投資が増えていくことも見込まれる。

このような取組を進めることで、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用を実現するとともに、他の主要国の外貨準備当局や民間を含む広い分野でも同様の取組が加速し、結果として、環境や社会問題の解決につながっていくことを期待する。

(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和６年度当初予算）



(注) 歳入歳出差額が、3兆1,457億円あります。これは外貨資産の運用収入等（歳入）が政府短期証券の利払費等（歳出）を上回る見込みであることによるものです。

○ 歳入総額、歳出総額、（参考）歳出純計額 (単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
44,630 (+14,748)	13,172 (▲11,021)	8,281 (+988)

○ 歳入・歳出の内容

(歳入)

(単位：億円)

内容	額	説明（増減理由）
外国為替等売買差益	1,578 (+6)	外国為替等の売買に伴う差益の収入見込額
運用収入	43,052 (+14,743)	外国為替資金の運用による収入見込額等（外貨証券の運用益の増）
雑収入	0 (▲0)	雑入の収入見込額等
合計	44,630 (+14,748)	

(歳出)

(単位：億円)

内容	額	説明（増減理由）
事務取扱費	31 (+2)	・ 事務取扱いに必要な人件費、事務費等
諸支出金	5,249 (+986)	・ 償還差額補填金：5,059億円 （額面を超える価格で購入している債券の償還） ・ 手数料：177億円 ・ 支払利子：11億円
防衛力強化一般会計へ繰入	－ (▲12,004)	・ 防衛力強化の財源の一般会計へ繰入れ（令和５年度限りの経費）
国債整理基金特別会計へ繰入	4,891 (▲4)	・ 政府短期証券の利払費等（外国為替資金証券利子の支払見込額の減）
予備費	3,000 (－)	・ 政府短期証券の金利上昇等への備え
合計	13,172 (▲11,021)	

② 剰余金

令和 5 年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	外国為替 資金に組入	一般会計へ 繰入
52,495	13,612	38,883	4,976	13,773	20,133

(剰余金が生じた理由)

外貨資産の運用収入等の歳入（5 兆 2,495 億円）が、防衛力強化一般会計へ繰入や諸支出金等の歳出（1 兆 3,612 億円）を上回ったためです。

(剰余金の処理の方法)

外為特会の健全な運営を確保するために必要な金額を、外国為替資金に組み入れるものとしています。他方、一般会計の厳しい財政事情にかんがみ、外為特会の剰余金をできるだけ一般会計財源として活用すべきとの要請もあります。外国為替資金への組入額と一般会計への繰入額は、この両方の点を勘案して決定しています。

令和 5 年度決算における剰余金は、特別会計法第 8 条第 2 項の規定により、2 兆 133 億円を令和 6 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしました。

(注) 外為特会は、昭和 57 年度以降、ほぼ毎年一般会計に対し繰入れを実施しており、令和 6 年度までの過去 5 年間で 12.0 兆円を繰り入れています（令和 5 年度中に繰り入れた 1.2 兆円を含む）。

(参考 1) 積立金制度の廃止について

外為特会の積立金は、外貨資産と円建ての政府短期証券の金利差から生じた剰余金を積み立てたものであり、為替差損のほか、金利差損、内外金利の逆転による収支赤字にも備えるものです。積立金制度においては、特会が債務超過とならないよう、バランスシートに為替差損と見合う形で積立金を立ててバランスさせるとの考えの下、積立金を積み立てていました。

しかしながら、平成 25 年の特別会計法改正において、政府短期証券残高の増加の抑制を図るため、積立金制度は廃止され、今後生じる剰余金について、一般会計及び翌年度歳入に繰り入れる額以外は、外為特会の健全運営を確保するため直接外国為替資金に組み入れることとなりました。

<参照条文> 特別会計法

(外国為替資金への組入れ)

第 80 条 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、外国為替資金に組み入れるものとする。

(参考 2) 剰余金のうち、外国為替資金へ組み入れる金額の水準

剰余金のうち、外国為替資金への組入れに必要な金額としては、外国為替相場や市場金利の変動等があっても、保有外貨資産に発生する評価損を概ね下回らない水準であるところの保有外貨資産の 100 分の 30 が目安となり、中長期的にはこの水準まで組入累計額が達することが望ましいこととされています。

組入金額の累計は、令和 5 年度末で約 28.8 兆円（保有外貨資産の約 19.6%）にとどまっていることから、毎年度の剰余金の 30%以上を外国為替資金へ組み入れ、組入累計額の保有外貨資産に対する割合を中長期的な必要水準に向け高めていくことを基本としつつ、外為特会の財務状況や一般会計の財政状況も勘案して一般会計繰入額を決定することとなっています。

③ 資産及び負債（令和４年度特別会計財務書類）

外為特会貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

《R3年度》	《R4年度》	《資産の部》	《負債の部》	《R4年度》	《R3年度》
156,007	189,057	現金・預金	未払金	0	0
28,372	40,507	円貨預け金	仮受金	402	1,540
127,635	148,550	外貨預け金	円貨預り金	-	2,043
7,760	9,168	金地金	賞与引当金	0	0
1,226,793	1,246,160	有価証券	政府短期証券	863,098	869,821
4,475	6,080	特別引出権証券	国庫余裕金繰替金	226,000	299,000
75,241	76,263	特別引出権	国際通貨基金通貨代用証券	40,007	36,904
5,138	6,357	未収収益	特別引出権純累積配分額	73,477	70,327
54,660	59,194	貸付金	退職給付引当金	2	2
1,225	405	円貨貸付金	特別決済勘定借	0	0
53,435	58,789	外貨貸付金	その他の債務等	-	-
71	1,618	仮払金	負債合計	1,202,987	1,279,640
1,648	332	その他の債権等	資産・負債差額	445,325	301,674
0	0	有形固定資産	（うち為替換算差損益）	(194,805)	(10,031)
0	0	物品			
0	0	無形固定資産			
49,516	54,079	出資金			
1,581,314	1,648,312	資産合計	負債及び資産・負債差額合計	1,648,312	1,581,314

令和４年度における主な資産は、有価証券（為替介入等により購入した外貨建て債券）や現金・預金（外貨預け金、円貨預け金）です。

主な負債は、円貨を調達するために発行した政府短期証券です。

資産・負債差額は、令和４年度末で 44 兆 5,325 億円であり、これには、外貨資産の評価替えに伴って生じる外国為替等の評価差損益のほか、外国為替資金に組み入れられた内部留保（旧積立金相当額）等が含まれます。なお、資産・負債差額は、為替相場の水準等によって変動します。

（４）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取り組み等

外為特会の運用状況の情報開示については、近年その拡充に努めたこともあり、他のG7 諸国と比較しても遜色ない水準となっています。具体的には、「外国為替平衡操作の実施状況」や「外貨準備等の状況」の公表、決算書及び特別会計財務書類による財務状況の開示、外貨建資産の運用利回りの公表を行っており、さらに平成 20 年 11 月からは、各年度末における保有外貨証券の満期別構成割合及び国債・非国債の構成割合を公表しています。なお、通貨構成については、為替市場に影響を与えるおそれがあることから、引き続き非公表としています。

外国為替資金特別会計についての問い合わせ先

財務省国際局為替市場課資金管理室 電話番号 03-3581-4111（内線 2844）